

平成28年

泉州南消防組合議会第1回定例会会議録

平成28年2月8日 開会

平成28年2月8日 閉会

泉 州 南 消 防 組 合 議 会

平成28年 泉州南消防組合議会第1回定例会会議録

目 次

○第1日（平成28年2月8日）（月）

○議事日程	1
○出欠議員	1
○説明員職員氏名	1
○職務のために出席した職員氏名	2
○本会議の会議事件	2
○会議録署名議員	2
○開会・開議	2
○議席の指定	3
○会議録署名議員の指名	3
○会期の決定	3
○監査報告第8～13号・第1号上程	3
○議員発議第1号上程	5
議会議長の辞職許可について	5
二神議員挨拶	6
○選挙第1号上程	6
議会議長の選挙について	6
指名推選	6
岡田議長挨拶	7
○議員発議第2号上程	7
議会副議長の辞職許可について	7
道工議員挨拶	8
○選挙第2号上程	8
議会副議長の選挙について	8
指名推選	8
阪口副議長挨拶	9
○議案第1号上程	9
監査委員（議会選出）選任についての同意を求めることについて	9
千代松管理者・提案説明・採決	10
明貝監査委員（議会選出）挨拶	10
○議案第2号上程	10
地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律の施行に 伴う関係条例の整理に関する条例制定について	10
北川消防長・提案説明	10

質疑	11
討論	16
採決	18
○議案第3号上程	19
泉州南消防組合の一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する 条例制定について	19
北川消防長・提案説明	19
質疑	20
討論	20
採決	20
○議案第4号上程	20
泉州南消防組合火災予防条例の一部を改正する条例制定について	20
北川消防長・提案説明	20
質疑	23
討論	23
採決	23
○議案第5号上程	23
平成27年度泉州南消防組合一般会計補正予算（第3号）	23
北川消防長・提案説明	23
質疑	24
討論	24
採決	24
○議案第6号上程	24
平成28年度泉州南消防組合一般会計予算	24
北川消防長・提案説明	24
質疑	26
討論	34
採決	35
○閉会	35

泉州南消防組合議会第1回定例会第1日

(2月8日)

平成28年 泉州南消防組合議会第1回定例会（第1日）

平成28年2月8日（月）

○第1日の議事日程

日程第 1			議席の指定について
日程第 2			会議録署名議員の指名について
日程第 3			会期の決定について
日程第 4	監査報告	第8～13号 第 1 号	監査結果報告について

○

（追加日程）

日程第 5	議員発議	第 1 号	議会議長の辞職許可について
日程第 6	選 挙	第 1 号	議会議長の選挙について
日程第 7	議員発議	第 2 号	議会副議長の辞職許可について
日程第 8	選 挙	第 2 号	議会副議長の選挙について
日程第 9	議 案	第 1 号	監査委員（議会選出）選任についての同意を求めることについて

○

日程第 10	議 案	第 2 号	地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例制定について
日程第 11	〃	第 3 号	泉州南消防組合の一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について
日程第 12	〃	第 4 号	泉州南消防組合火災予防条例の一部を改正する条例制定について
日程第 13	〃	第 5 号	平成27年度泉州南消防組合一般会計補正予算（第3号）
日程第 14	〃	第 6 号	平成28年度泉州南消防組合一般会計予算

○議員定数15名

出席議員15名

二神 勝	有岡 久一	畑中 讓	岡田 昌司
寺本 順彦	中庄谷 栄孝	道工 晴久	中原 晶
阪口 均	鱧谷 陽子	明貝 一平	東 小夜子
堀口 武視	澁谷 昌子	松本 雪美	

○説明員職員

管 理 者	千代松 大耕	副管理者	竹 中 勇 人	副管理者	福 山 敏 博
-------	--------	------	---------	------	---------

副管理者	藤原 敏 司	副管理者	栗山 美 政	副管理者	田代 堯
会計管理者	射手矢 光雄	消 防 長	北川 悟	理 事	吉村 昭彦
理 事	小西 良昭	理 事	花枝 岩夫	理 事	清水 養一
理事兼熊取署長	松藤 忠直	泉佐野署長	東 昇司	市場署長	戎谷 始
泉南署長	中山 均	阪南署長	部原 一夫	岬 署 長	久保 文雄
総務課長	寒川 徹	予防課長	中西 正	警備課長	内山 裕美
総務課参事	中川 隆仁	総務課参事	奥上 文二	警備課参事	大西 保

○職務のために出席した職員

消防次長	竹内 寛二	課長代理	阪木 直也	主 幹	南川 智春
主 幹	北谷 守	係 長	尾上 昌明	主 査	増田 文彦
係 員	脇丸 達也				

○本会議の会議事件

- ◇監査結果報告について
- ◇議会議長の辞職許可について
- ◇議会議長の選挙について
- ◇議会副議長の辞職許可について
- ◇議会副議長の選挙について
- ◇監査委員（議員選出）選任についての同意を求めることについて
- ◇地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例制定について
- ◇泉州南消防組合の一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について
- ◇泉州南消防組合火災予防条例の一部を改正する条例制定について
- ◇平成27年度泉州南消防組合一般会計補正予算（第3号）
- ◇平成28年度泉州南消防組合一般会計予算

○地方自治法第123条第2項の規定による会議録署名議員

有岡 久一 明貝 一平

会 議 の て ん ま つ

開会（午前10時00分）

事務局（竹内寛二君）皆様、おはようございます。

議会開催に先立ちまして、ご報告申しあげます。

ご発言時の注意事項としまして、お手数ですが、ご起立の上、お手元のマイクのスイッチを入れていただき、ご発言が終わりましたら、再度スイッチを押して切断していただき、ご着席いただきますようお願いいたします。

それでは、二神議長、よろしく願いいたします。

議長（二神 勝君）皆様、おはようございます。

それでは、ただ今より平成28年泉州南消防組合議会第1回定例会を開会いたします。
議員定数15名中、出席議員15名でありますので、会議が成立いたします。

議長（二神 勝君）それでは、本日の会議を開きます。
これより議事に入ります。
本日の議事日程は、お手元の一覧表のとおりであります。

議長（二神 勝君）まず、日程第1、議席の指定についてを議題といたします。
議席の指定につきましては、ただ今着席のとおり議席を指定したいと思います。
これに異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（二神 勝君）ないようでございますので、さよう決定いたしました。

議長（二神 勝君）次に、日程第2、会議録署名議員の指名を行います。
泉州南消防組合議会会議規則第68条の規定により、本会の会議録署名議員として、有岡 久一議員、明貝 一平議員の両名を指名いたします。
よろしく願いいたします。

議長（二神 勝君）次に、日程第3、会期の決定についてを議題といたします。
本定例会の会期は本日1日といたしたいと思います。
これに異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（二神 勝君）異議なしと認めます。
よって、本定例会の会期は本日1日と決定いたしました。

議長（二神 勝君）次に、日程第4、監査報告第8号から第13号及び第1号までの監査結果報告についてを議題といたします。

ただ今、議題となっております議案につきましては、お手元にご配付いたしましたとおり、監査委員から議長あてに報告がありましたので、報告いたします。

この報告につきまして、質疑ございませんか。

中原議員。

議員（中原 晶君）監査報告第11号にかかわりましてお尋ねをいたします。

監査委員の方のご苦勞をいただきまして毎月の監査が行われているわけですが、資料、監査委員報告綴の16ページから監査委員報告第11号ということでご報告がなされております。

私がお聞きしたいのは、18ページと19ページにまたがる大きな7番の監査の結果という事柄にかかわってでございます。

（3）で、備品の管理状況について、平成26年度以降の購入分については、おおむね適正に管理されていたが、泉州南消防組合広域化前の備品については、備品台帳に載っているが、現在は他課（署）に移管しているものや一部不明、不整備のものがあり、台帳の整備、備品の管理を徹底するよう指導したということが記載をされております。

それから（５）につきましても、これはお金の管理の問題ですが、公金外現金は、担当者が一人で管理している場合が多く、公金外現金を業務上管理する必要がある場合は、複数の人間で預金残高を定期的に管理するよう努めるとともに、入出金のたびに課署内で決裁を行うことを義務づけるなど、徹底した管理体制を構築するよう指導したということが述べられております。

この資料に基づいて、どのように、この後、運用をされているのかということを確認したいということが1つ目であります。

それから、18ページの（４）について、旅費の支出について、宿泊を要しない課長級の出張で、本来、消防長専決を理事、署長専決の処理をしているものがあり、事務決裁規程と異なる運用をしており、今後もこのような運用を行うのであれば、規程を改正するよう指導したと、ここでも指導というふうにされておりますが、ただ、この（４）については、今後もこのような運用を行うのであれば、規程を改正する必要があるということが指摘をされているわけです。

ですので、この運用を現実的なものに改める必要があるということでしたら、その見直しが必要でしょうし、どのように運用していくお考えなのか、お聞きをしておきたいと思っております。

お願いします。

議長（二神 勝君）寒川総務課長。

総務課長（寒川 徹君）ただ今、ご指摘いただきました3点について、お答えさせていただきます。

まず、18ページの（３）備品の管理状況についてでございますが、この指摘につきましては、泉州南消防組合広域前の備品につきまして、ここに記載しておるとおり、きちっと備品の管理台帳に記載していないものが多々ございました。例えば、A署からB署へ備品を移管した場合に、それぞれの管理台帳にきちっと移管の事務が滞っていた部分がございましたので、この指摘を受けて以降、各署、各課において全て見直し、現在、備品の管理台帳については、この指摘部分については是正している状況でございます。

続きまして、（５）の公金外の現金につきましては、本来、このご指摘をいただくまでは、全て担当者が一人で公金外現金の管理をしておりまして、支払い、また入金等についても、その担当者一人に任せておりましたが、この指摘を受けたことによりまして、各署、各課、複数以上でそれぞれの預金の残高を管理するという形で現在是正しております。

また、（４）、3番目の質問でございますが、旅費の支出につきまして、規程を改正するよう指導を受けておりますので、このとおり次年度を目途に規程を変えてきちっと決裁のほうをしていきたいと考えております。

以上でございます。

議長（二神 勝君）中原議員。

議員（中原 晶君）適正にその後の運用をなされているということが確認されました。

1点、ちょっと細かいことで申し訳ないんですが、今の説明というか、答弁の中で、（３）について、広域化前、後の整理について説明をされました。それで、全て見直し、是正しているというお言葉だったと思うんですけども、「いる」というのは現在進行形であることも含まれますが、全て完了したというふうに受けとめていいのかどうか、確認だけさせていただきたいと思っております。

議長（二神 勝君）寒川総務課長。

総務課長（寒川 徹君）言葉足らずで申し訳ございません。全て完了しております。

議長（二神 勝君）ほかにございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（二神 勝君）ないようでございますので、以上で監査結果報告を終わります。

議長（二神 勝君）それでは、ただ今より暫時休憩いたします。

休憩（午前10時 8分）

（二神 勝君 退場）

再開（午前10時 9分）

副議長（道工 晴久君）休憩前に引き続き、会議を再開します。

副議長（道工 晴久君）ただ今、議長、二神 勝君より議長の辞職願が提出されました。
お諮りいたします。

この際、議会議長の辞職許可についてを日程に追加し、直ちに議題といたしたいと思っております。
これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

副議長（道工 晴久君）異議なしと認めます。

よって、日程第5、議員発議第1号 議会議長の辞職許可についてを日程に追加し、直ちに
議題といたします。

この場合、地方自治法第117条の規定により、二神 勝君が除斥されております。

辞職願を朗読させます。

竹内消防次長。

事務局（竹内 寛二君）それでは、命によりまして、辞職願を朗読させていただきます。

辞職願。

今般、議会の申し合わせにより、議会議長の職を辞したいので、地方自治法第108条の規定
により、許可されるようお願いいたします。

平成28年2月8日

議会議長、二神 勝

議会副議長、道工 晴久 殿

以上でございます。

副議長（道工 晴久君）お諮りいたします。

二神 勝君の議長の辞職を許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手 全員）

副議長（道工 晴久君）ありがとうございます。挙手全員であります。

よって、二神 勝君の議長の辞職は許可されました。

除斥者の入場を認めます。

（二神 勝君 入場）

副議長（道 工 晴 久君）ただ今、議長の辞職が許可されました。

この場合、二 神 勝 君より発言の申し出がありますので、これを許可いたします。

二神君、どうぞ。

議員（二 神 勝君）貴重なお時間をいただきまして、議長退任に際してのお礼のご挨拶をさせていただきます。

昨年の泉州南消防組合議会臨時会におきまして、消防組合議会議長に就任させていただき、この間、議員の皆様、そして理事者の皆様のおかげをもちまして、議会運営を滞りなくさせていただきました、まことにありがとうございました。

今後は、消防組合議会議員として、3市3町の消防広域行政の発展のため、また地域住民サービスの向上に努めてまいる所存でございますので、どうぞよろしく願いいたします。

本日は本当にありがとうございました。

副議長（道 工 晴 久君）ただ今、議長が欠員となりました。

お諮りいたします。

この際、選挙第1号 議会議長の選挙についてを日程に追加し、選挙を行いたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

副議長（道 工 晴 久君）異議なしと認めます。

よって、日程第6、選挙第1号 議会議長の選挙についてを日程に追加し、選挙を行います。お諮りいたします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選により行いたいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

副議長（道 工 晴 久君）異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定いたしました。

なお、指名の方法については、副議長において指名することにしたいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

副議長（道 工 晴 久君）異議なしと認めます。

よって、副議長において指名することに決定いたしました。

議長に岡 田 昌 司君を指名いたします。

お諮りいたします。

ただ今、副議長において指名いたしました岡 田 昌 司君を議長の当選人と定めることにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

副議長（道 工 晴 久君）異議なしと認めます。

よって、ただ今、指名いたしました岡 田 昌 司君が議長に当選されました。

ただ今、議長に当選されました岡 田 昌 司君が議場におられますので、会議規則第30条第2項の規定により告知いたします。

この際、岡田昌司君より発言の申し出がありますので、これを許可いたします。

岡田昌司君。

議長（岡田昌司君）皆さん、おはようございます。

発言のお許しを得ましたので、一言議長就任のご挨拶をさせていただきます。

ただ今、議員の皆様のご推挙をいただきまして、消防組合議会議長に就任をさせていただきました。この場をおかりいたしまして、厚く御礼を申し上げます。

今後は、消防組合議会運営に当たりまして、皆様のご指導、ご鞭撻をいただきまして、大役を果たしてまいりたいと、このように考えております。皆様方の温かいご協力をいただきますとともに、消防組合の更なるご発展をお祈り申し上げまして、簡単粗辞ではございますが、就任の挨拶とさせていただきます。

ありがとうございました。

副議長（道工晴久君）以上をもって、私の議長としての職務が終了いたしましたので、これより議長を交代させていただきます。

ご協力ありがとうございました。

議長（岡田昌司君）暫時休憩いたします。

休憩（午前10時15分）

（道工晴久君 退場）

再開（午前10時16分）

議長（岡田昌司君）休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

議長（岡田昌司君）ただ今、副議長、道工晴久君より副議長の辞職願が提出されました。お諮りいたします。

この際、議会副議長の辞職許可についてを日程に追加し、直ちに議題といたしたいと思いません。

これに異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（岡田昌司君）異議なしと認めます。

よって、日程第7、議員発議第2号 議会副議長の辞職許可についてを日程に追加し、直ちに議題といたします。

この場合、地方自治法第117条の規定により、道工晴久君が除斥されております。

辞職願を朗読させます。

竹内消防次長。

事務局（竹内寛二君）それでは、命によりまして、辞職願を朗読させていただきます。

辞職願。

今般、議会の申し合わせにより、議会副議長の職を辞したいので、地方自治法第108条の規定により、許可されるようお願い出ます。

平成28年2月8日

議会副議長、道工晴久

議会議長、岡田昌司 殿

以上でございます。

議長（岡田昌司君）お諮りいたします。

道工晴久君の副議長の辞職を許可することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

議長（岡田昌司君）挙手全員であります。

よって、道工晴久君の副議長の辞職は許可されました。

除斥者の入場を認めます。

（道工晴久君 入場）

議長（岡田昌司君）ただ今、副議長の辞職は許可されました。

この場合、道工晴久君より発言の申し出がありますので、これを許可いたします。

議員（道工晴久君）貴重なお時間を頂戴いたしまして、一言御礼のご挨拶を申し上げます。

昨年5月に消防議会の副議長にご推挙いただきまして、議員各位には、また、理事者の皆様方にご協力をいただきまして、つつがなく職務を全うすることができました。この場をおかりいたしまして厚く御礼申し上げます。

今後は、この間のいろいろな経験をもとにして、消防組合議員として地域住民の安心・安全のために一生懸命努めてまいります。よろしく願い申しあげまして、御礼の言葉とさせていただきます。ありがとうございました。

議長（岡田昌司君）ただ今、副議長が欠員となりました。

お諮りいたします。

この際、選挙第2号 議会副議長の選挙についてを日程に追加し、選挙を行いたいと思います。

これに異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（岡田昌司君）異議なしと認めます。

よって、日程第8、選挙第2号 議会副議長の選挙についてを日程に追加し、選挙を行います。

お諮りいたします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選により行いたいと思います。

これに異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（岡田昌司君）異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定いたしました。

なお、指名の方法については、議長において指名することにいたしたいと思います。

これに異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（岡田昌司君）異議なしと認めます。

よって、議長において指名することに決定いたしました。

副議長に阪口均君を指名いたします。

お諮りします。

ただ今、議長において指名しました阪口均君を副議長の当選人と定めることに異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（岡田昌司君）異議なしと認めます。

よって、ただ今、指名いたしました阪口均君が副議長に当選されました。

ただ今、副議長に当選されました阪口均君が議場におられますので、会議規則第30条第2項の規定により告知いたします。

この際、阪口均君より発言の申し出がありますので、これを許可いたします。

阪口君。

副議長（阪口均君）発言のお許しを得ましたので、一言、副議長就任のご挨拶を申しあげます。

ただ今、議長のほうから指名をいただきました阪口均でございます。微力ではございますが、皆様のご協力、ご指導を仰ぎながら、消防組合議会副議長の職務を全うしていきたいと思っておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

簡単ではございますが、就任のご挨拶にかえさせていただきます。

議長（岡田昌司君）暫時休憩いたします。

休憩（午前10時20分）

再開（午前10時21分）

議長（岡田昌司君）休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

議長（岡田昌司君）ただ今、議会選出の監査委員、阪口均君より監査委員の辞職願が提出され、受理された報告があり、議会選出の監査委員が欠員となりました。

お諮りいたします。

この際、議案第1号 監査委員（議会選出）選任についての同意を求めることについてを日程に追加し、直ちに議題といたしたいと思います。

これに異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（岡田昌司君）異議なしと認めます。

よって、日程第9、議案第1号 監査委員（議会選出）選任についての同意を求めることについてを日程に追加し、直ちに議題といたします。

本件につきましては、地方自治法第117条の規定により、明貝一平君の除斥を願います。

（明貝一平君 退場）

議長（岡田昌司君）提案者の説明を求めます。

千代松管理者。

管理者（千代松大耕君）それでは、ただ今、上程されております議案第1号 監査委員（議会選出）選任についての同意を求めることにつきまして、私のほうから提案理由の説明を申しあげ、議員各位のご同意を賜りたいと存じます。

今回、消防組合議会議員選出の監査委員といたしまして、明貝一平議員さんをお願い申しあげたいと存じます。

明貝議員さんは、田尻町議会より本消防組合議会へ選出されました議員さんで、住所は田尻町嘉祥寺717番地で、生年月日は昭和42年1月16日生まれの現在49歳でございます。平成19年5月に田尻町議会の議員に初当選され、現在3期目を務められており、その間、各委員会の委員長、副委員長を歴任され、昨年5月の田尻町議会の臨時会において副議長に就任され、田尻町政の推進にご尽力されているところでございます。

このように、明貝議員さんは行政各般に精通された方でございますし、人格・識見ともすぐれた議員さんでございますので、本消防組合の監査委員といたしましては、まさに適任者であろうと、このように考えまして、ご提案を申しあげる次第であります。

どうか議員各位におかれましては、ご同意を賜りますようよろしくお願いを申しあげます。

議長（岡田昌司君）お諮りいたします。

監査委員に明貝一平君を選任同意することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

議長（岡田昌司君）挙手全員であります。

よって、監査委員に明貝一平君を選任同意することに決定いたしました。

除斥者の入場を認めます。

（明貝一平君 入場）

議長（岡田昌司君）ただ今、監査委員の選任が同意されました。

この際、明貝一平君より発言の申し出がありますので、これを許可いたします。

明貝君。

監査委員（明貝一平君）発言のお許しを得ましたので、一言、監査委員就任のご挨拶を申しあげます。

ただ今、監査委員の選任同意をいただきました明貝一平でございます。今後は、泉州南消防組合の監査委員として、厳正・公平に職務を全うしていきたいと考えております。つきましては、議員各位のご協力をお願いいたしまして、甚だ簡単ではございますが、監査委員就任のご挨拶にかえさせていただきます。

どうもありがとうございました。

議長（岡田昌司君）次に、日程第10、議案第2号 地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例制定についてを議題といたします。

議案の説明を求めます。

北川消防長。

消防長（北川 悟君）それでは、議案第2号 地方公務員法及び地方独立行政法人法の一

部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例制定につきまして、ご説明を申しあげますが、その前に、本条例改正を含め、後ほど説明させていただきます、泉州南消防組合の一般職の職員の給与に関する条例の一部改正、泉州南消防組合火災予防条例の一部改正及び平成27年度一般会計補正予算並びに平成28年度一般会計当初予算につきましては、先日の議員全員協議会におきまして詳細な説明をさせていただきましたので、この場におきましては要約した形でご説明させていただきますことをご了承賜りますようお願い申しあげます。

それでは、恐れ入りますが、議案書1ページをお開き願います。

また、議案書別冊で改正条例の新旧対照表を作成しておりますので、1ページから7ページも併せてご覧いただきますようお願い申しあげます。

今回の改正につきましては、地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律が平成28年4月1日から施行されることに伴い、関係する4つの条例について所要の改正を行うものでございます。

第1条、泉州南消防組合職員の勤務時間に関する条例及び第2条、泉州南消防組合職員の休日及び休暇に関する条例並びに第4条、泉州南消防組合災害派遣手当に関する条例の一部改正につきましては、地方公務員法の一部が改正されたことに伴い、引用条文の項ずれの修正を行うものでございます。

また、第3条、泉州南消防組合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正につきましては、人事行政の運営等の状況の公表に関する報告事項に新たに第2号として人事評価の状況及び第6号に退職管理の状況を加えること、また、これに伴う項ずれの修正を行うものでございます。

なお、附則といたしまして、この条例は、平成28年4月1日から施行するとしております。

説明は以上のとおりでございます。よろしくご審議のうえ、ご承認賜りますようお願い申しあげます。

議長（岡田昌司君）これより質疑に入ります。

質疑ございませんか。

松本君。

議員（松本雪美君）泉南市の松本です。

それでは、質問させていただきます。

議案第2号の第3条に新たに2号と6号が加えられて、その処理が行われるということですが、6号には退職管理の状況、2号には人事評価の状況とのことでございますけれども、新たに加えられた項目については、何のために、どんな目的を持って行われるのか。それから、府下での状況や、法改正でどんなメリットがあるのか。また、泉州南消防組合でのもっときめ細かい条例化へ具体的なものにつなげていくような状況というのは起こり得るのでしょうか。お答えください。

議長（岡田昌司君）寒川総務課長。

総務課長（寒川徹君）では、ただ今のご質問にお答えさせていただきます。

まず、人事評価の状況を追加していることにつきましては、ただ今ご指摘がございましたように、当消防組合におきましても人事評価については導入していく予定でございます。これにつきましては、国家公務員に引き続きまして、この条例を改正することによりまして、28年度を一応試行期間といたしまして実施していきたいと考えているところでございます。人事評価

の導入の狙いにつきましては、地方分権が進む中で、地方公共団体の役割がふえてくるというふうなことで、あと住民のニーズが多様化している中で、やはり職員のスキルアップを図っていくことが大事かなと考えておりますので、人事評価制度については、今後、取り入れていく予定でございます。

それと、府下の状況についてということでご質問がございましたが、昨年、大阪府下消防本部の人事担当課長会議に出席させていただいた中では、28年度実施が約5割以上あったように聞いておるところでございます。

それと、退職管理の状況につきましては、この狙いにつきましては、国から示されている部分については、元職員が営利企業等に再就職した場合、もとの職場の職員に対して、その営利企業に対する働きかけを禁止するというふうなものが盛り込まれておりますので、当消防組合につきましては、これに該当するようなものはほとんどないと考えておりますが、国に準拠した形で、この部分を追加させていただいております。

以上でございます。

議長（岡田昌司君）松本君。

議員（松本雪美君）それでは、2度目の質問をさせていただきます。

公表をするというのは、どういうことなのか。例えば、人事評価をしたことを一般的に住民に知らせる。それから、退職された方の再就職したことを知らせる。そういうふうに受けとめていいんでしょうか。

それから、もう一つ詳しくお聞きをしたいのは、今の2点をお聞かせしてほしいのと、それから人事評価をするということについては、仕事をされている消防職員に評価をして、よくできる人とか、よくできない人とかと、子どもの通信簿じゃないですが、そういうようなことが実際に行われることになるんでしょうか。お聞かせください。

議長（岡田昌司君）小西理事。

総務担当理事（小西良昭君）議員のご質問にお答えさせていただきたいと思っております。

まず、公表対応でございますが、今回の条例改正の内容につきましては、人事状況の公表ということで、毎年度9月30日までに前年度の人事に関する内容を公表しなさいということが条例で制定されております。その内容につきましては、おおむね統計的な内容がほとんどでございます。大阪府のほうから人事行政状況についての調査の結果を組合のインターネット上で公表させていただいているというふうな状況でございます。

それから、人事評価制度につきましても、今回、地方公務員法が改正されております。その中に、大きな改正としましては、人事評価制度並びに退職管理についての適正化ということで、国のほうが法律を改正している状況でございます。

その中で、人事評価につきましては、能力や、また業務内容に応じて、その人の能力を向上させるために評価を行っていくという形でございます。

そのやり方につきましては、1次評価、2次評価、最終調整を行ったうえで、最終的な評価を出すというような形が国のほうから示されている方法でございます。そのものにつきまして、昇任・昇格並びに降任、採用等、職員の人事に関します基本的なデータとして活用するというのが、国の指導内容となっておりますのでございます。

そういうものにつきまして、現在、規程をつくるため、準備を進めておるところでございます。28年4月1日からは、まず試行という形で人事評価制度を導入してまいりたいというふ

うに考えてございます。

なお、国のほうの指導内容につきましては、適用が28年4月1日となっておりますので、それに向けて、組合としても進めておる状況でございます。

以上です。

議長（岡田昌司君）松本君。

議員（松本雪美君）消防職員の皆さん方には、いつも厳しいお仕事をなされているわけであって、当然そんな中で緊張した職場ではあると思うんですけども、この人たちに結局評価をするということは、評価をされる側の職員の皆さんにとっては、一つの、教育でいえば競争教育と言われてはいますが、点を高くとるために塾に行ったりとか、そういうこともあって、競争するというふうによく言われるんですけども、やっぱり職員の中にもいい点を得るための競争をせねばならないような状況が生まれてくるのではないかと、そういうことが起こってくることに對して、少し疑念を持たざるを得ないと私は思います。

それから、消防職員の採用の面でいっても、少し聞かせてもらった400人ぐらいがテストを受けられて、わずか8人しか通らなかったと。こういうように募集人員も少ないわけですから、当然、優秀な人がそこで採用されて、住民の安全・安心を守るための職務につかれるということで、私は、そういう優秀な職員の皆さんであるからこそ、まだまだ必要なことを勉強し、そして技術を身につけ、実際にはもっと立派な専門職を得られた人に育っていただろうと。育っていくことは当然でありますし、そういう人たちにも競争を持ち込んでいくようなことに、この人事評価ではなるのではないかと、すごい心配をしているわけです。

だから、その人その人の持っている人格やとか、それから仕事に対するプライド、役割、そういう人たちが本当に技術を磨いてほしいし、そして評価された中で、本当に点数をつけられないような、優秀な人たちばかりの中で、私はどんな評価をしていくのかということがとても心配なんです。点数がたった1点少なかっただけでも、評価としては低いわけですから、そういう人たちができる、できないの評価をされて、できないと評価された人はプライドも傷つけられて人格も傷ついていくんじゃないかという、何度も言いますが、心配がありますよね。そういう点数をつけていく人たち、点数をつける人ですね、それは一体どういう立場の方が評価をしていかれるのかということで、それをもう一度聞かせてほしいと思います。

もちろん評価をつける人たちは、公平に行うんやとおっしゃるでしょうが、実態は、そういうことを守ると言ったらおかしいですが、そういうふうに行われるのかどうかすごい心配ですしね。

それから、退職者の人たちの分ですが、再任用する人はどんな基準で再任用されるのか。やめた方が全員再任用されるわけではないと思いますので、そこら辺についても聞かせてほしいなと思います。

議長（岡田昌司君）小西理事。

総務担当理事（小西良昭君）議員のご質問にお答えさせていただきたいと思いますが、まず評価をする者は誰かというご質問ですが、係長以下の職員につきましては、上席の者、すなわち課長代理級の者が1次評価、そして、その1次評価の結果を見て2次評価者として課長級が評価すると。常に1段階上の者が評価するという形で2回の評価を繰り返して、その結果を最終調整者、そのまだ上席の者が、その結果を見て、適正な判断がされているかどうかということの評価として見させていただくということになってございます。

まず、先ほどから点数制ということをおられますけれども、人事評価の根幹と申しますのは、基本的に職員の能力を向上させるためのプログラムであるということでございます。お一人お一人、全て全員が、自分の至るところ、至らないところというのを十分に認識して、年間を通して自分自身がこのような業務を遂行していきたいという意思表示を明確にさせていただき、そして上席の者が、その意思表示に対して指導、アドバイスを行いながら、その人の能力をさらに向上させる職員のための評価制度ということになってございます。そのような評価を繰り返した結果をもちまして、最終的に職員の昇任・昇格、いろいろな人事管理に適用しなさいというのが国の基本的な考え方でございます。

それから、退職者に対します再任用制度でございますが、再任用につきましては基本的に60歳定年を迎えられた職員の方全てに調査を行います。再任用希望があるのか、再任用希望がないのかということを確認させていただきまして、再任用の希望を出された方につきましては、組合で採用委員会を設けておりますので、採用委員会の場で、その方の現状の身体の状況等を勘案しまして、委員会の皆様のご承認を賜り、採用決定という手順を踏んでおるところでございます。

以上です。

議長（岡田昌司君）ほかにございませんか。

松本君。

議員（松本雪美君）最後にしますが、その人の能力を引き出すものにしていきたいというふうにおっしゃったので、当然それを信頼はしたいと思いますが、人間として、やっぱり評価評価が前に出て、そして競争させられて、そして何かできる人とできない人に振り分けられていくようなことは絶対あってはならないと。そういう思いを私は強く持ちますし、今回の法整備と、それから今準備されている具体的な形でのものということでの今後の条例制定についても準備されているということですから、今の状況は、当然、国の法整備の中で行わざるを得ないことだとは思いますが、本当に職員の一人一人のプライドが大きく傷つけられないような形で具体的な案をつくってほしいと思います。

それから、もう一つ、退職管理の状況ということでいえば、先ほどのご説明を聞かせてもらったら、民間の企業に仕事に行く場合、行かれた方がいろんな要求を元働いていたこの泉州南消防組合での知人とか元の職場に、いろんな問題を投げかけたり、要望してはならないという、厳しいものがつけ加えられるというふうに理解をさせていただきましたが、それでよろしいですか。お答えいただいて終わりにします。

議長（岡田昌司君）小西理事。

総務担当理事（小西良昭君）退職者からの働きかけの禁止ということで、泉州南消防組合の退職者の方で働きかけというのは難しいのかなと。基本的に国レベルになりますと大きな事業を行っておられますので、そういう幹部の方がお出でになっていろいろなことを申しあげられるということがあるのかなというふうには思いますけれども、組合において大きな事業ということに関しては総務が担当する契約ぐらいなものかなというふうに思います。そういう意味では、余り管理ということについて目くじらを立てることはないのかなというふうにも思うところでございます。

基本的に、今回の退職管理の状況につきましては、退職前5年間のその方の職務の内容に応じて退職後2年間については働きかけを禁止ということになっておるものでございまして、2

年以降につきましては、先輩として消防の後輩職員を指導していただくということについては、問題ないというふうになっておるものでございます。

以上です。

議長（岡田昌司君）ほかにございませんか。

中原君。

議員（中原晶君）私も、先ほどの松本議員がお聞きになっていた人事評価の状況について、もう少し詳しくお尋ねをしたいと思います。

先ほど質疑答弁の中で、28年度を試行期間というふうにお答えになっておりましたが、そこから考えますと、本格実施については平成でいいますと29年度からということをお考えなのかということが1点目であります。

それから、もう少し具体的に何がどう変わるのかということをお聞きしたいんです。

現在、いわゆる勤務評定という形で評価を行っておられるのではないかなというふうに思うんですが、それがこの人事評価制度を導入することに伴って具体的に何がどう変わるのかといった事柄について、もう少し詳細にお聞きをしたいと思います。お願いします。

議長（岡田昌司君）小西理事。

総務担当理事（小西良昭君）28年4月から試行と先ほど申しあげました。現在、準備を進めておりまして、28年4月から、まず職員全ての方に人事評価制度のあり方ということをご説明させていただきたいと思います。その上で、評価をする者、これは管理職になりますが、この評価をする方についても十分な説明、そして研修を積んでいただかなければ、正確な評価ができないというふうにも考えてございます。まずは1年間かけまして職員全てに徹底的に指導させていただいて、評価のあり方についてのご理解を賜りたいというふうに考えてございます。29年度当初からは、可能な限り本施行をさせていただきたいなというふうにも考えておるところでございます。

そして、何が変わるかということについてですが、先ほども少し申しあげましたように、職員一人一人のスキルをまず上げることが重要だと思います。現在、自分が行っておる職務というのがどういう効果が出ているのかということをも自分自身できっちりと把握していただいて、そして、その一歩先を自分自身で考えていただくことによって、前向きな職務の遂行ということが可能になるというふうに考えてございます。

そして、全ての職員がそのように常に前向きに職務についていただくことによって、相対として全体の能力が上がっていくというふうに考えてございます。そういう結果をつかまえて、お一人お一人の評価結果を昇任、そしてまた給与等に反映するということが、国の基本的な考え方となっております。

以上です。

議長（岡田昌司君）中原君。

議員（中原晶君）この移行というか、実施については、最長2年以内に実施するよというふうなこともあわせて国のほうで定められておりますから、いたし方ないと、立場上そういうことなんだろうというふうには理解はいたします。

それから、今お聞きしていた中で、具体的に何がどう変わるのかということについてお尋ねをしておりましてけれども、給与への反映という言葉がありました。これについては、現在は、一定の評定をされているんでしょうが、その評定に基づく給与への反映はしていないけれども、

実施する中で給与に反映することになってくという意味でおっしゃっておられるのでしょうか。
よろしくをお願いします。

議長（岡田昌司君）小西理事。

総務担当理事（小西良昭君）現状は、勤務評定を行ってはおりますが、給与の反映につきましては、職員が懲戒処分等を受けた際につきまして減給、1号給の昇給停止という形のものでございます。それ以外のものにつきましては、現状、給与への影響というのにはございません。

今後、人事評価制度を設けた際につきましては、その辺のところをどうしていくかということについては、今後検討していく段階というふうに考えてございます。

以上です。

議長（岡田昌司君）中原君。

議員（中原晶君）もう少し変わる点についてお聞きをしたいんですが、現在の評価については絶対評価という考え方の中で評価する場合はされていると思うんですが、人事評価制度において、この運用を始めていく中で、絶対評価は維持されるのか、相対評価に移行していくということになるのか、そのあたりについてもお答えをいただきたいと思います。

議長（岡田昌司君）小西理事。

総務担当理事（小西良昭君）国の人事評価制度の根幹は、絶対評価制度を用いるということでございます。その結果を相対評価化して給料、昇任・昇格等に反映するというのが基本的な国の考え方になってございますので、まず絶対評価のあり方ということを職員に徹底指導させていただいた上で、相対化をどうしていくかということにつきまして、3市3町の状況等もつかまえた上で組合としても考え方を明確にしていきたいというふうに考えてございます。

以上です。

議長（岡田昌司君）ほかにもございませんか。

鱧谷君。

議員（鱧谷陽子君）質問ということではないんですけれども、やはり消防署というのは協力というのが一番大事なところだと思うんです。

今のところは絶対評価だというふうにおっしゃっていますが、給料に反映をする中で、相対評価になっていくということで、やはり個人的な問題が入ってくるように思われます。そのときに、やはり協力体制に大きな支障が出てくるようなことというのは非常に困ると思いますので、お互いにそういうところをよく考えていただきまして、給料に反映していくということは、非常にお互いの気持ちを濁らせてしまうというんですか、あの人よりも頑張りたいというふうな気持ちが大きくなってくればなってくるほど、お互いというところがあって、協力体制というところが薄らいでいってしまうのではないかというのをすごく懸念しますので、その辺またお考えいただいてしていただきたいと思いますというのを強く思いました。

議長（岡田昌司君）ほかにもございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（岡田昌司君）ないようでございますので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論ございませんか。

松本君。

議員（松本雪美君）じゃ、討論させていただきます。

消防職員の皆さんは、災害から住民の安心・安全を守る仕事に力を尽くされております。そして、プライドを持ってその仕事に携わっておられるし、そういう人たちが自分の役割を一生懸命果たしていても実際には人事評価ということで評価をされていくということは、今の議論の中でも明らかになったことですし、実際に絶対評価をしていくという現状であるけれども、将来的には相対評価として、役割も昇格し、そして相対評価の中で働いている方の給料にも影響してくる、段階をつけられていくということも明らかになりました。

消防というところは、多くの人たちを守るために大事な皆さんの力を発揮して、協力体制を持って行って、そして住民を守るという立場でなければならない。こういう職場でありますから、今回のような人事評価制度をすることによって、そういうところに職員間でもいろんな問題を醸し出すような危険性を持つようなことになると私は思いますし、点数をつける管理職の皆さんも大変ですし、それからいい点数をつけてもらいたいためにいろんな特別な人間関係をつくっていくようなことだってあり得るかもしれません。

弱い人間の心のすき間に入り込んで心の傷が広がるような、こういう今度の新たな3条の人事評価の状況などを加えることについては、私はやらない方がいいという立場で反対の討論いたします。

議長（岡田昌司君）ほかにございませんか。

賛成の討論はございませんか。

明貝君。

議員（明貝一平君）職員それぞれのスキルアップのためということで、先ほどにも話がありましたように、消防士というものは日々命をかけて住民の生命と財産を守っておられる本当に崇高な職でございます。

その中で、チームワークという言葉も出ましたけれども、チームワークを乱す人、そういったことがあってはならない。そういう意味も踏まえて、やはり評価をし、それぞれがスキルアップのために、できるものはできる、できないことはできない、しかし一生懸命しようとする、そういう姿勢を評価するということは大切やと思っております。

皆さんが思うところだと思うんですけども、これで給料に反映されるというところですけども、その辺はやはり努力をするというところで給料反映も考えていただきまして、それぞれがいろんなスキルを個別に持っておられると思いますので、その辺の判断がきちっとできれば、これはすばらしいことやと思います。

どうぞ進めていただければと思います。賛成討論です。

議長（岡田昌司君）ほかに討論ございませんか。

中原君。

議員（中原晶君）議案第2号 地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例制定について、反対の立場で討論に参加したいと思います。

先ほどご答弁いただいて、来年度1年は、まずは人事評価制度のあり方、また評価する側についても徹底的な研修を行うということで、大変な業務の中で大変ご苦労されるであろうというふうな想像をいたしました。

今回のこの条例制定につきましては、私、先ほど聞かせていただきました人事評価の状況について、報告内容としてつけ加えるということ以外に限っては、上位法の改定に伴う対

応として妥当性のあるものも認められますし、構わないというふうに思うんですが、人事評価制度の導入については、やはり承服しがたい点が含まれているというふうに考えるものであります。

先ほど来、質疑をお聞きもし、私も質問もさせていただきましたけれども、人事評価制度というのは、説明の中では、職員のスキルアップが大切であるということが強調されまして、それ自体は決して否定するものではありません。もちろん、職員の皆さん一人一人がご自身の課題や弱点について自覚をされ、それに基づいて自分の課題をまた発見もし、お互いに学び合い、力もつけていくということは、当然の姿勢であるというふうに思います。それは、本来であれば自覚的に、また教育的に行われる事柄であるべきであって、国が決めて押しつけるような種類のものではないというふうに考えるものであります。

また、今回の人事評価制度については、先ほど来お聞きしたとおり、給与、また分限、免職や休職等のもとにもされていくものでありまして、給与について、絶対評価をまずは行い、今後、相対化していくということについても言及されていまして、やはりそういうことにかかわって上司の顔色をうかがうということになりかねない、また職員の皆さんの意欲の低下につながりかねない要因の一つとなる懸念が大きいと言わざるを得ないと思います。

人事評価制度については、やはり地方公務員という仕事に成果主義という考え方はなじまないというふうに思いますし、とりわけ消防という仕事はチームプレーが求められますから、なおさらのことであるということも重ねて申しあげたいと思います。

それで、先ほど国家公務員においては既に導入されているということが説明の中であったところではありますが、国家公務員の職場の中で事実として起こっていることがどういう問題になっているかということについても、よく見ていく必要があると思います。

国家公務員の働く現場においては、評価する人によって評価の基準が曖昧だという指摘も出ておりますし、また評価をする側にとっても非常に大きな精神的な負担が伴うものであると思います。それから、この制度が導入されて、パワハラや助長ですとか、鬱病などの精神疾患の増加を今以上に招く懸念についても指摘をされているところでありますので、来年度、試行期間ということでありましたけれども、この制度の運用については、危険性についてもよく研究をしていただきながら、本来、導入するべきではないという立場ではありますけれども、今申しあげたような危険性についてよくお考えをいただきたいと。

危険性について今申しあげたところでありますから、本制度、条例の制定については、賛同できないという立場であります。

以上です。

議長（岡田昌司君）ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（岡田昌司君）ないようでございますので、これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

議案第2号 地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例制定については、原案どおりとすることに賛成の方は挙手願います。

（挙手多数）

議長（岡田昌司君）挙手多数であります。

よって、議案第2号 地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律の施行に

伴う関係条例の整理に関する条例制定については、原案どおり可決されました。

議長（岡田昌司君）次に、日程第11、議案第3号 泉州南消防組合の一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

議案の説明を求めます。

北川消防長。

消防長（北川 悟君）それでは、議案第3号 泉州南消防組合の一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について、ご説明させていただきます。

恐れ入りますが、議案書3ページをお開き願います。

また、議案書別冊で改正条例の新旧対照表を作成しておりますので、9ページから22ページも併せてご覧いただきますようお願い申し上げます。

まず、本条例改正の骨子につきましてご説明申し上げます。

今回の改正は、平成27年8月6日付の人事院勧告に基づくもので、改正内容といたしましては、大きく3項目で構成しております。

1項目めは、民間給与との格差を埋めるため、給料表の平均0.4%増額改定を行うものでございます。

2項目めは、民間の支給割合に見合うよう期末・勤勉手当の支給割合を現行4.1カ月分であるところを4.2カ月分に改定するものでございます。

3項目めは、地域手当の支給割合について、現行4%のところ、平成27年4月に遡り5%に引き上げ、さらに平成28年4月には5%から6%に引き上げるものでございます。

それでは、本文についてご説明を申し上げます。

まず、第1条につきましては、1項目めの改正内容であります給料表の増額改定及び2項目の勤勉手当率の改定に関するもので、平成27年度につきましては、12月期に0.1カ月分を加算し、4.2カ月分に改定するものでございます。なお、3ページから8ページに記載しております給料表は、平均0.4%増額改定後の給料表でございます。

続きまして、8ページの第2条につきましては、現行規則で定めております職員の職務の級に関しまして、新たに「等級別基準職務表」として条例で定めるもの。また、2項目めの勤勉手当率を平成27年度につきましては12月期に0.1カ月分を加算いたしました。平成28年度以降につきましては6月期及び12月期にそれぞれ0.05カ月分を加算するための改定となっております。

続きまして、8ページ、一番下の行をご覧ください。

第3条は、3項目めの地域手当支給率の見直しに関するもので、平成27年4月1日にさかのぼり現行の支給割合を4%から5%に引き上げ、平成28年4月1日からは本則どおりの6%となるものでございます。

続きまして、9ページ、上から3行目をご覧ください。

附則といたしまして、この条例は公布の日から施行するものといたしております。ただし、第2条の規定（第20条第2項の改正規定を除く。）は、平成28年4月1日から施行するものとしております。

また、第1条の給料表の改定及び第3条の地域手当の支給割合の改定につきましては、平成27年4月1日から適用するものとしております。ただし、勤勉手当の支給割合の改定につきま

しては、平成27年12月1日から適用するものとしております。

そのほか、附則第2条から第4条までは、本条例の改正に伴う必要な経過措置を規定しているものでございます。

説明は以上のとおりでございます。よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

議長（岡田昌司君）これより質疑に入ります。

質疑ございませんか。

堀口君。

議員（堀口武視君）先ほどから質疑を聞いているんですけども、この議会はどこの会議規則をもって準用されているのか。我々泉南市の会議規則の中では、質疑は3回まで、あるいは質問は簡潔に、意見は言うてはならないと、こういう規定があるんですけども、その辺、議長、どこの会議規則でこれは運用されているのでしょうか。

議長（岡田昌司君）ただ今の堀口君の質問に対してでございますが、質問の規則につきましては泉州南消防組合議会の会議規則に基づいておまして、質問回数は、第45条、同一議員につき同一議題について5回を超えることができないと。ただし、議会の承認を得たときは、この限りでない。このように決まっております。

以上でございます。

ほかに質問ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（岡田昌司君）ないようでございますので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（岡田昌司君）ないようでございますので、これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

議案第3号 泉州南消防組合の一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定については、原案どおりとすることに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

議長（岡田昌司君）挙手全員であります。

よって、議案第3号 泉州南消防組合の一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定については、原案どおり可決されました。

議長（岡田昌司君）次に、日程第12、議案第4号 泉州南消防組合火災予防条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

議案の説明を求めます。

北川消防長。

消防長（北川 悟君）それでは、議案第4号 泉州南消防組合火災予防条例の一部を改正する条例制定について、ご説明を申し上げます。

恐れ入りますが、議案書11ページをお開き願います。

また、議案書別冊の新旧対照表23ページから36ページも併せてご覧いただきますようお願い

申しあげます。

初めに、今回の改正趣旨についてご説明させていただきますが、大きく4点ございます。

1点目は、泉州南消防組合火災予防条例は、平成25年4月1日の消防本部業務開始前の2月26日に制定させていただいたものでございますが、業務開始後、支障が出ないよう、条例第2条から第46条までの火を使用する設備や指定数量未満の危険物の貯蔵、取り扱いに関する消防長または消防署長の権限等について、「消防長（消防署長）」と定めさせていただいております。

そして、業務開始後、この3年間の中で、消防長または消防署長の職務権限に関する区分を整理し、現状は支障なく執行されていることから、条例中の「消防長（消防署長）」の表記を現状の職務区分と整合を図る等、所要の整備を行うものでございます。

2点目は、管内で多くの外国人対応のホテル等の建設の計画があるほか、大阪府のいわゆる民泊条例の制定により、ますますその需要が高まることから、宿泊客の安全確保を図るため、避難経路図の掲出を義務づけるものでございます。

3点目は、平成27年3月31日付、総務省消防庁通知を受け、不特定多数の者が利用する旅館、ホテル、福祉施設等の特定防火対象物で、自動火災報知設備、屋内消火栓設備及びスプリンクラー設備の設置義務がある対象物で、これらの設備が未設置の違反対象物についての公表制度を新たに規定するものでございます。

4点目は、炉、厨房設備及び調理用器具等の取り扱いに関して、可燃物等との間に設けるべき火災予防上安全な距離を定めている別表第1の改正を行うものでございます。

それでは、詳細につきまして、ご説明を申しあげます。

表題に続きまして、「泉州南消防組合火災予防条例の一部を次のように改正する。」といたしまして、第2条第1項第1号中「消防長（消防署長）」を「消防署長」に改める。

第10条第1項第3号及び第2項中「消防長（消防署長）」を「消防長」に改める。

以下、第16条の3から第35条の2まで、続く第37条の2の改正は、後ほど説明させていただくことといたしまして、第42条から第45条第1項まで、また次ページにかけての第46条の改正につきましては、先ほど改正趣旨の1点目でご説明しましたとおり、現行の職務区分との整合及び一部用語の整理をさせていただくものでございます。

議案書11ページにお戻りいただき、下から9行目の避難経路図の掲出についてご説明いたします。

第37条の2といたしまして、「旅館、ホテル及び宿泊所にあつては、宿泊の用に供する各室内の見やすい箇所に当該室から避難口及び避難器具設置場所に至る避難経路図を掲出しなければならない。」という条文を新たに追加するものでございます。これは、改正趣旨の2点目でご説明しましたとおり、宿泊客の安全対策を講じるものでございます。

続きまして、次ページをお開き願います。

上から2行目の防火対象物の消防用設備等の状況の公表についてご説明いたします。

第46条の2といたしまして、「消防長は、防火対象物を利用しようとする者の防火安全性の判断に資するため、当該防火対象物の消防用設備等の状況が、法又はこれに基づく命令の規定に違反する場合は、その旨を公表することができる。」。以下、第2項は、公表を行う際に関係者へ通知すること。第3項は、公表の対象となる防火対象物、そして違反の内容並びに公表の手続は、規則で定める旨を規定しているものでございます。

この改正趣旨について、もう少し詳細に説明させていただきますと、平成24年に発生した広島県福山市のホテル火災及び平成25年の長崎市のグループホーム火災を受けまして、総務省消防庁で検討の結果、重大な消防法違反がある建物の危険性に関する情報が利用者に提供されていないことから、平成25年12月19日付で、火災予防条例（例）を改正し、全国の政令指定都市の消防本部に、旅館、ホテル等の不特定多数を収容する防火対象物で、火災を早期に覚知する自動火災報知設備、初期消火に有効な屋内消火栓設備、スプリンクラー設備が設置されていない違反対象物について、火災予防条例で公表の制度化を求め、平成27年4月に全ての政令指定都市で条例が施行されたことから、第2弾として、平成27年3月31日付で、泉州南消防組合も該当する管内人口が20万人以上の消防本部に対して、同様に条例化し、公布後に十分な周知期間を確保した上で、遅くとも平成30年4月1日から施行するよう通知がなされたことにより、今回上程させていただいているものでございます。

なお、火災予防条例施行規則では、総務省消防庁からの通知のとおり、公表の対象物及び違反の内容は、不特定多数を収容する対象物で、屋内消火栓設備、スプリンクラー設備または自動火災報知設備の設置義務がありながらも設置されていない対象物とし、また当消防組合のホームページにより公表すると定める予定です。

最後に、消防法第9条の委任を受け定めている別表第1の改正でございますが、平成27年11月に、この条例の根拠となる「対象火気使用設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令」を改正し、ガスグリル付こんろやガスグリドル付こんろ、そしてIH調理用器具等の周囲距離の基準を追加し、本年4月1日から施行することとなったものでございます。

それでは、主な改正点についてご説明させていただきますので、恐れ入りますが、議案書別冊、新旧対照表の末尾に添付していますA3判の蛇腹折りをしている別表第1の33ページをお開き願います。

左の欄が改正前、右の欄が改正後でございます。右の改正後をご覧ください。

下の段の厨房設備の項の右側に「組込型こんろ・グリル付こんろ・グリドル付こんろ、キャビネット型こんろ・グリル付こんろ・グリドル付こんろ」と表記しており、今回の省令改正により、ガスグリル付こんろ、ガスグリドル付こんろの基準が追加されたものでございます。

続いて、34ページをお開き願います。

同じく右の表、最下段の調理用器具についても、同様の改正でございます。

次に、35ページをお開き願います。

左側の表、上から2段目以降、電気こんろ、電気レンジ及び次ページにかけての電磁誘導加熱式調理器が電気調理用機器に改められ、電磁誘導加熱式調理器、いわゆるIH調理器具を含め基準が整理されたものでございます。

なお、今回の省令改正で別表第1中の「注意書き」表記も改め、この改正部が多数あることから全部改正とさせていただいているものでございます。

恐れ入りますが、議案書34ページにお戻り願います。

附則といたしまして、この条例は公布の日から施行する。ただし、第37条の2及び別表第1の改正規定は平成28年4月1日から、第46条の2の改正規定は平成30年4月1日から施行するとさせていただいております。

説明は以上のとおりです。よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願いいたします。

議長（岡田昌司君）これより質疑に入ります。

質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（岡田昌司君）ないようでございますので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（岡田昌司君）ないようでございますので、これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

議案第4号 泉州南消防組合火災予防条例の一部を改正する条例制定については、原案どおりとすることに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

議長（岡田昌司君）挙手全員であります。

よって、議案第4号 泉州南消防組合火災予防条例の一部を改正する条例制定については、原案どおり可決されました。

議長（岡田昌司君）次に、日程第13、議案第5号 平成27年度泉州南消防組合一般会計補正予算（第3号）についてを議題といたします。

議案の説明を求めます。

北川消防長。

消防長（北川 悟君）それでは、議案第5号 平成27年度泉州南消防組合一般会計補正予算（第3号）につきまして、ご説明をさせていただきます。

恐れ入りますが、別冊の泉州南消防組合一般会計補正予算（第3号）の1ページをお開き願います。

まず、第1条歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ3,974万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ45億6,559万7,000円とするものでございます。

次に、第2項といたしまして、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、1ページめくっていただいて、2ページ、3ページにかけて、第1表歳入歳出予算補正として記載させていただいております。

それでは、説明の都合上、まず歳出からご説明させていただきます。

恐れ入りますが、6ページ、7ページをお開き願います。

款消防費、項消防費、日常備消防費、節職員手当等の人件費事業、勤勉手当として1,050万円、退職手当として3,974万3,000円を計上させていただいております。内容につきましては、まず本年の人事院勧告に準じた給与改定を行うことに伴う人件費事業の補正でございまして、勤勉手当率0.1カ月分の引き上げを行うため、勤勉手当を増額させていただくものです。

次に、平成27年度当初予算として定年退職者10名分の退職手当2億2,789万3,000円を計上しておりましたが、平成27年5月に早期退職者希望調査を実施いたしましたところ、1名が退職希望され、また6月に職員1名が死亡退職したことにより、退職手当の不足額が3,974万3,000円生じることとなったため、補正をお願いするものでございます。

続きまして、その下段、款公債費、項公債費、目利子、節償還金利子及び割引料の公債費償

還事業におきまして1,050万円を減額補正しております。内容につきましては、平成27年度当初予算としまして、平成25年度、26年度に整備いたしました投資的事業の償還金利子として1,527万9,000円を計上いたしておりましたが、平成26年度事業費自体に入札による落札減が生じ、また起債の借り入れに伴う見積もり合わせの結果、見込んでいた利率より低い利率で借り入れることができたため不用額が生じたもので、減額補正させていただくものでございまして、先ほど説明いたしました勤勉手当へ組み替えさせていただくものでございます。

以上で歳出に関する説明を終わらせていただき、引き続きまして歳入に移らせていただきます。

恐れ入りますが、4ページ、5ページにお戻りください。

款分担金及び負担金、項負担金、目消防費負担金、節消防費負担金として3,974万3,000円で、歳出と同額となっております。組合を構成する市町の負担金額としては、組合規約第16条第2項の案分比率から算出いたしますと、泉佐野市にあつては1,159万8,000円、泉南市は897万1,000円、阪南市は731万1,000円、熊取町は541万3,000円、田尻町は284万9,000円、岬町は360万1,000円となるものでございます。

説明は以上でございます。よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。議長（岡田昌司君）これより質疑に入ります。

質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（岡田昌司君）ないようでございますので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（岡田昌司君）ないようでございますので、これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

議案第5号 平成27年度泉州南消防組合一般会計補正予算（第3号）については、原案どおりとすることに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

議長（岡田昌司君）挙手全員であります。

よって、議案第5号 平成27年度泉州南消防組合一般会計補正予算（第3号）については、原案どおり可決されました。

議長（岡田昌司君）次に、日程第14、議案第6号 平成28年度泉州南消防組合一般会計予算についてを議題といたします。

議案の説明を求めます。

北川消防長。

消防長（北川 悟君）それでは、議案第6号 平成28年度泉州南消防組合一般会計予算につきまして、泉州南消防組合予算及び予算説明書に基づきご説明をさせていただきます。

恐れ入りますが、予算書1ページをお開き願います。

まず、第1条歳入歳出予算の総額でございますが、歳入歳出それぞれ37億5,457万7,000円と定めるものでございます。

続きまして、第2条は債務負担行為、第3条は地方債、第4条は一時借入金についてですが、恐れ入ります、予算書4ページ、5ページをお開き願います。

第2表債務負担行為をご覧ください。

グループウェア賃借料としまして201万4,000円を計上いたしております。

続きまして、右のページ、第3表をご覧ください。

地方債ですが、消防施設整備事業としまして限度額1億7,180万円といたしております。この内容につきましては、平成28年度事業として予定しております15メートルはしご車とポンプ車2台の購入及び消防団招集システム整備事業などの投資的予算の総額を限度額とさせていただいております。

恐れ入りますが、予算書1ページにお戻り願います。

同じく、第4条一時借入金につきましても、地方債と同じ事業費の総額を限度額とさせていただいております。

それでは、6ページから9ページ、歳入歳出予算事項別明細書につきまして、ご説明をさせていただきます。

説明の都合上、まず歳出からご説明をさせていただきますので、予算書8ページ、9ページをお開き願います。

歳出予算事項別明細書総括といたしまして、8ページの表の最下段、歳出合計は37億5,457万7,000円となっております。

それでは、歳出の主な要因についてご説明をさせていただきます。

恐れ入りますが、予算書14ページ、15ページをお開き願います。

14ページ下の表、款消防費、項消防費、目常備消防費として33億7,079万4,000円を計上させていただきます。

この主な事業といたしましては、予算書16ページ、17ページをお開き願います。

17ページ、3段目の人件費事業として31億261万9,000円を計上しております。これは、職員の給与及び各種手当などとなっております。なお、この17ページ最下段から45ページ上段までは、各課・各署の経常的な事業を計上いたしておりますので、説明は省略させていただきます。

続きまして、予算書44ページ、45ページをお開き願います。

目消防施設費として2億1,774万3,000円を計上させていただきますが、このうち平成28年度の投資的事業を含め、主だった事業についてご説明を申しあげます。

まず、45ページ最下段の消防車両購入事業（泉南署）で9,840万1,000円を計上させていただいておりますが、これは泉南署の15メートルはしご車を更新するものでございます。

予算書46ページ、47ページをお開き願います。

47ページ、上から2段目の消防車両購入事業（熊取署）で3,566万6,000円を計上させていただきますが、これは熊取署に配置しておりますポンプ車を更新するものでございます。

次に、その下段、消防車両購入事業（岬署）で3,604万7,000円を計上させていただきますが、こちらも岬署に配置しておりますポンプ車を更新するものでございます。

続きまして、その下段、消防庁舎改修事業（泉南署）でございりますが、これは砂川出張所の屋根改修工事のため設計業務委託と工事費として640万円を計上させていただいており、次にその3段下で、岬署の庁舎改修事業も屋根改修工事のため設計業務委託と工事費として440万円を計上させていただいております。

次に、その下段の消防団招集システム整備事業として2,780万8,000円を計上させていただいております。これは、本年度整備しました消防指令センターから各市町の消防団を招集できるようにするものでございます。

続きまして、予算書46ページ最下段をご覧ください。

目災害対策費として331万5,000円を計上いたしております。

恐れ入りますが、予算書50ページ、51ページをお開き願います。

次に、款公債費、項公債費のうち、目元金として、平成25年度から平成27年度に係る借り入れ分の元金償還として1億4,497万5,000円を計上させていただいております。同じく、目利子として、借り入れ分の利子償還として1,337万9,000円を計上させていただいております。

以上で歳出に関する説明を終わらせていただき、引き続きまして歳入に移らせていただきます。

恐れ入ります、予算書6ページ、7ページにお戻り願います。

まず、歳入予算総括といたしまして、6ページの表の最下段、歳入合計は37億5,457万7,000円で、歳出合計と同額となっております。

それでは、歳入の主な内容についてご説明をさせていただきます。

恐れ入りますが、予算書10ページ、11ページをお開き願います。

款分担金及び負担金、項負担金、目消防費負担金は35億3,666万7,000円でございます。組合を構成する市町の負担金額につきましては、消防組合規約第16条第2項及び第3項の案分比率から算出いたしますと、泉佐野市にあっては10億3,195万3,000円、泉南市は7億9,827万円、阪南市は6億5,058万5,000円、熊取町は4億8,170万3,000円、田尻町は2億5,365万2,000円、岬町は3億2,050万4,000円となるものでございます。

最後に、予算書52ページ以降に給与費明細書、続いて末尾の予算書60ページに地方債に関する調書を添付いたしております。内容につきましては、記載のとおりでございますので、説明を省略させていただきます。

以上、甚だ簡単な説明ではございますが、よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願いいたします。

議長（岡田昌司君）これより質疑に入ります。

質疑ございませんか。

中原君。

議員（中原晶君）予算説明書の11ページ、消防費負担金についてお尋ねをいたします。

昨年の8月議会でもお尋ねをしたところで恐縮なんですが、負担金の割合については統合後3年から5年で負担割合を見直すということが示されていたわけで、昨年8月議会でもお聞きをしましたが、その後、何か進捗がありましたら、お聞かせをいただきたいと思っております。

それから、説明書の17ページ、大きく3段に分かれているわけですが、一番下の3段目の人件費事業にかかわってお尋ねをしたいと思います。

ここでは、私がお尋ねをしたいのは、職員の人数についてお聞きをしたいと思っております。といいますのは、この説明書の53ページに職員数の表が載っておりまして、2、一般職という格好で職員数が書かれております。本年度につきましては、職員数354人（14）という表記がされておりまして、括弧というのは再任用職員を表わしているということでありまして、この（14）というのは、354人のうち14人が再任用職員というふうに読めばいいのかどうかという単純な

ことをまずお聞きしたいと思います。

それから、引き続きもう少しお尋ねをいたしますが、19ページの一番上の段の中の19負担金補助及び交付金のところで、派遣職員負担金という表記がございますが、これはどういった事業内容といたしますか、どういったものであるのかお聞きをしておきたいと思います。

よろしく申し上げます。

議長（岡田昌司君）寒川総務課長。

総務課長（寒川徹君）まず、中原議員の1つ目の質問でございますが、負担割合の部分につきましても、先ほどご指摘いただきました昨年の議会以降、構成市町の財政部局と協議は重ねてはおりますが、まだ決定には至っていない段階でございます。

続きまして、先ほど2つ目のご質問、予算書53ページの一般職員の人数の件でございますが、354人につきましては正規職員でございまして、（14名）については再任用を含んではおりませんので、ご説明させていただきます。

それと、予算書19ページの派遣職員の負担金についてでございますが、これにつきましては、平成28年度につきましては泉佐野市から職員を1名派遣いただきまして、そのかわり消防職員から1名を泉佐野市役所へ派遣する職員の負担金、プラス28年度から、新たではございますが、泉南市役所から職員の方を派遣いただくということで、それら合計の負担金でございます。

以上でございます。

議長（岡田昌司君）中原君。

議員（中原晶君）2点目にお聞きをいたしました職員の数について、重ねてお聞きをしたいと思います。

先ほど、53ページの職員の数については、お答えいただいたとおりで、354人が正規職員、それから再任用職員が14人ということですから、単純に人数ということだけでいいかと368人というふうに捉えていいのかなというふうに思うんです。

ただ、再任用職員という方については、正規職員と全く同じようなペースでお仕事をされていないということが考えられますから、私が心配するところは、この人数で十分な業務が行われているかということが気がかりなんです。その点についてお尋ねをしたいと思います。

発足に当たって、泉州南ブロック広域消防運営計画の中で、職員の人数については361人を基本指針として確認をされているところでありまして、先ほど申しあげたとおり、人数でいいますと368人ということになりますが、その中に再任用職員も含まれておりますから、仕事の実際の内容として361人分のお仕事はこの皆さんでしていただけているというふうに捉えていいかどうか、重ねてお聞きをしたいと思います。

それから、3点目の派遣職員の負担金については、先ほどお聞きしたとおり理解をいたしますが、実際には、いわゆる人事交流といたしますか、こういう中で、その方々にどういった仕事を消防組合の中で担っていただいているのか、また来年度においては担っていただくお考えであるのか、お聞きしておきたいと思います。

それから、もう一つ質問を追加したいと思います。

（発言する者あり）

議長（岡田昌司君）暫時休憩します。

休憩（午前11時40分）

再開（午前 11 時 57 分）

議長（岡田昌司君）それでは、議会を再開いたします。

先ほどの議員の質問回数でございますが、規則によりますと同一議題について5回を超えることはできないとなっております。同一議題というものにつきましては、今回でいえば、この平成28年度予算を1つの議題として同一議員5回の質問ができます。ただし、1回の質問につき何項目の質問ができるかということにつきましては、暫時休憩中にいろいろ皆さんの意見を聞いて、私、議長のほうで判断をさせていただいて、同じような質問であれば、そこはもう議長の判断によって遠慮していただくと。そのような判断をさせていただくということで決めさせていただきましたが、それでよろしいでしょうか。

中原君。

議員（中原晶君）今の事柄について質問なんです。私が例えば最初に1回目、2回目発言します。それで、ほかの議員さんが質問します。また私が発言したら、それは3回目と数えていただけるものなんですか。

議長（岡田昌司君）ですから、そこは議長が判断するというだけで、同じような質問はもう遠慮していただくと。

それでよろしいですか。

議員（中原晶君）決して混乱を持ち込むつもりはなかったんですけども、たくさんいろいろ聞きたいことがあります。ご迷惑といえばご迷惑をおかけいたしました。

議長の寛大なる運営をぜひお願いしたいと思います。ありがとうございます。

議長（岡田昌司君）それでは、質疑に入ります。

中原君。

議員（中原晶君）今、私は発言回数としては何回目になりますか。

議長（岡田昌司君）3回目。

議員（中原晶君）さっき聞いていたのは、予算の説明書の19ページの派遣職員負担金のどういったお仕事をしに来ていただいているかということについて聞いていました。それがさっきまでのことです。

それから、31ページの、ここは予防活動事業にかかわる事柄ですが、11の需用費にかかわってお尋ねをいたします。

消耗品費が設けられておりまして、阪南署と岬署がほかの消防署の規模から考えると少し多い予算取りがされているというふうに思いますけれども、その要因についてお尋ねをいたします。

議長（岡田昌司君）寒川総務課長。

総務課長（寒川徹君）それでは、質問2つのうち、総務課が所管いたします……

（発言する者あり）

総務課長（寒川徹君）わかりました。

それでは、総務課が所管します質問に2つお答えさせていただきます。

（発言する者あり）

議長（岡田昌司君）それでは、答弁をお願いします。

総務課長（寒川 徹君）それでは、派遣職員の負担金についてご説明させていただきます。

この泉州南消防組合への市からの派遣につきましては、お二人と先ほどご説明させていただいております。1名につきましては、泉佐野市役所からの派遣職員でございます、この職員の方につきましては消防組合の今後の組織体制についての仕事をしていただきます。そして、もう1名、泉南市役所からの派遣職員につきましては、特に消防が不得手な部分でございます設計や契約についての事務をお願いする予定でございます。

それと、先ほど休憩前にご質問のございました職員数のことでございますが、平成28年度は354人体制で進めてまいります。本来、27年度、12名の退職がございますが、採用者については8名、4名減の354名の職員数で、28年度、業務を進めてまいります。

この減の数につきましては、28年度から、ご存じのとおり、高機能消防指令センターが運用開始するに伴いまして、現状、熊取消防署、阪南消防署、泉南消防署である指令台を一つにまとめる中で、人員が減できるということで354名、その他消防車両の乗り組みについても整理し、一定、タンク車については5名、ポンプ車については4名、こういった要員で354名で業務を開始できるものでございます。

また、再任用の14名の方につきましては、今までの消防職員としてのスキルを發揮していただくために、それまでの得意分野でございました例えば学校や事業所への避難訓練の指導、また救急講習での市民さんへの指導、こういったものに当たっていただいております。

以上でございます。

議長（岡田昌司君）花枝理事。

予防担当理事（花枝岩夫君）予防行政を総括する立場として、先ほど議員から質問がありました岬署と阪南署の予防行政に係る消耗品がなぜ高いのかということについてご回答申し上げます。

もともと泉州南広域消防本部になる以前から、各署でさまざまな予防行政に取り組んでいただいております、例えば阪南消防署でしたら、毎年春と秋のときに消防団の方と協力をして、わくわくオークワシティでティッシュ配布をやっていただくとか、もしくは岬町さんでしたら、婦人防火クラブ連合会と各防火訪問をするとか、また今年度は、たしか岬署のほうでは、以前ご指摘をいただいた幼年消防クラブ結成の計画もございまして、その辺の消耗品代が上がっている。

だから、それぞれの取り組み、これまでの活動を生かしておくという必要性は絶対的にありますので、消耗品に誤差が出ておるということでご理解をいただきたい。総括的に説明すると以上でございます。

議長（岡田昌司君）ほかにございませんか

松本君。

議員（松本雪美君）それでは、お願いいたします。

14ページ、消防費で常備消防費というところで8,800万円、前年度と比べて減額になっていますよね。それと、もう一つは、14ページの同じく消防費の中で8億1,487万2,000円、これも減額になっているんですが、この減額の、ちょっと差があるから、どこがどう変わったのかということをお願いしたいんです。

それと、なぜこの年減額になっているのか。前年度、特別なことがあったんだろうとは思いますが、今年度は新たに消防施設についても計画されているわけやから、桃の木台のと

ころで、そういうことを含めてご説明願いたいと思います。

それから、もう一つは通信費なんですけれども、39ページで泉南の部分の通信設備管理事業というところで、使用料賃借料というところで電話交換機借上料と、こうなっているんです。わずかなものですが、64万8,000円ですね。ほかのところではこういう費用はないんです、使用料及び賃借料。これはどういうことになっているのか。ちょっといろいろ通信に当たっては広域消防になってからは全体のものとしてやっていくということで実施されているんだろうと思うんですけども、泉南のところでこれが載っているということは、どういうことになっているのか聞かせていただけますか。

議長（岡田昌司君）小西理事。

総務担当理事（小西良昭君）ご質問にお答えしたいと思います

まず、常備消防費で8,843万5,000円の減ということになってございますが、この分につきましては、おおむね人件費事業の中の退職手当の減額の分でございます。27年度につきましては10名退職ということで予算を2億3,000少し積んでおりましたけれども、その分が、来年度につきましては5名退職を予定しておりますので、大きく影響を与えているものというふうに思われます。

それから、消防施設費につきましてでございますが、消防施設費はおおむね投資的事業の内容となっております。減額が8億1,487万2,000円となっておりますが、これは本年度、高性能消防指令センターを構築いたしておりますので、その大きな事業が来年度はありませんので、その分に対する減額分でございます。

それと、泉南署の借り上げ料の件でございますが、これにつきましては、元本部におきまして電話の交換機の機械の分がリース契約をしてございました。今年度であると3年間リース契約が残っておりますので、その分の借り上げ料がまだ残っておるということでございます。

以上です。

議長（岡田昌司君）松本君。

議員（松本雪美君）消防施設の施設費のところですけども、実際には設計費が組まれて、そして建設にかかわる実施設計が今やられているわけでしょう。それが、実際、予算には計上されていないんですか。新しい年度でやるというふうになったのかな。ちょっとその辺を聞かせてください。

それから、泉南市の通信費の分ですけども、これは全体にかかわって、統一して通信ができるようにということでやられていて、泉南だけはそれはまだ実施されずにリースがあるから残ったというふうに理解していいんですか。

お願いします。

議長（岡田昌司君）小西理事。

総務担当理事（小西良昭君）阪南南西部の建設事業につきましては、28年度中に着工したいというふうに考えてございまして、8月の定例会におきまして補正予算を上げさせていただきたいなというふうに考えてございます。その理由につきましては、現在、実施設計を行っておりますが、実施設計の結果での精密な積算金額をもちまして補正予算を上げるべきという判断に至りまして、当初予算には積ませていただいておりますので現状でございます。

それから、泉南署の借り上げ料につきましては、現状、消防団との連絡調整のための機器となっております。来年度、消防団招集サイレンシステムを構築し直した際には、これの分の

借り上げ料がなくなるというふうに考えてございます。

以上です。

議長（岡田昌司君）ほかにございませんか。

堀口君。

議員（堀口武視君）1点だけ簡単に聞かせていただきます。

私は今回この消防議会は初めてですので、今までの議論わからないので、先ほど中原議員のほうからも少し話がございましたけれども、6ページの負担金の分、これは私もうちの泉南議会でこの根拠を聞かせていただいたんですけれども、なかなか明確な答えが出てこなかったんですけれども、この負担割合は何を根拠に決められているのか。そしてまた、今後、この見直しは、今検討されているという先ほどの答弁がございましたけれども、何をどのような形で見直していくのか。ちょっとその辺の考え方を聞かせたいと思います。

議長（岡田昌司君）小西理事。

総務担当理事（小西良昭君）まず、負担割合の算定方法でございますが、組合を立ち上げる前、協議会の中で、どのような各3市3町の負担金であるかということにつきまして、いろいろ財政局等も併せまして議論を賜っておるところでございます。

その方法につきましては、全国いろいろな一部事務組合がある中で、均等割や、また人口比率割や、また基準財政需要額割と、いろいろな方法で負担率を算定しておるのが現状だと思いますが、組合につきましては、当初、その辺のところの調整がなかなかつかず、最終的に、たしか21年、22年の決算額、23年の予算額だったと思いますが、そのランニングコスト分で負担率を出させていただいたというふうに思います。

以上です。

議長（岡田昌司君）堀口君。

議員（堀口武視君）今の答弁を聞きますと、23年の決算あるいは24年の予算とおっしゃいましたよね。逆に、そうすると予算や決算で施設のほうに、あるいは整備のほうに充実した予算を組んだところが高くなると思うんです、理屈からいえば。

そしたら、我々泉南は、この負担率の金額で見ると、なかなか人口割とか、あるいは均等割とかという、はっきりとした市民に説明できる部分があったらいいんですけれども、今の答弁では、私はおかしなことになるんじゃないのかなと。

逆に決算あるいは予算によろけ投入してきた市のほうが安くなって当然じゃないのかなと思うんですけれども、その辺もう一度お答えください。

議長（岡田昌司君）小西理事。

総務担当理事（小西良昭君）先ほども申しあげましたように、経常経費のランニングコストで当初負担率を出させていただいております。それにつきましては、いろいろな計算の方法に基づきまして、実際どういう負担がいいのかということ半年以上かけて検討もさせていただいた結果、なかなかうまくいかない。いろいろな一部事務組合におけます負担割合に基づいて試算した結果では、一定、皆様のご理解を賜ることができなかったという中で、ランニングコストをもとに一旦しようということになってございます。

その中で、附帯条件といたしまして3年から5年にかけて負担割合の見直しを行うということが広域消防組合運営計画のほうに定められておりますので、それにつきまして検討を続けてまいりたいというふうに考えておる次第でございます。

議長（岡田昌司君）堀口君。

議員（堀口武視君）人口割なり、あるいは面積割なり、これは市民に我々がちゃんと説明をできる形での負担割合を早急にぜひ見直していただきたい。これを要望して、終わりにしておきます。

議長（岡田昌司君）ほかにございませんか。

鱧谷君。

議員（鱧谷陽子君）47ページをお願いしたいと思うんですけども、熊取のポンプ車が更新していただけるということなんですけど、この消防年表を見ますと予備ポンプ車で平成12年の登録になっております。まだほかのところでも12年よりも後でポンプ車を買われたところもあるように思いますので、ほんでまた、うちのポンプ車が1台更新された場合、どこかへ利用されるというふうなことになるのでしょうか。

その辺お答えいただきたいのと、それから次、45ページで、泉南署のはしご車が更新されるんですけども、熊取町のはしご車は平成4年の登録になっておりますし、泉佐野市も平成7年の登録で、泉南署とは同じような時期ということになっていきますので、その辺のことはどういう順番になっているのか、お答えいただけたらありがたいと思います。

議長（岡田昌司君）清水理事。

警備担当理事（清水養一君）お答え申し上げます。

熊取署のポンプ車ですが、基本的には、消防組合の車両の耐用年数ですけども、消防ポンプ車は15年以上ということになっております。既に熊取署のポンプ車も耐用年数を過ぎて更新の枠に入ってきている中で、各旧3市3町及び6署の中で平均して車両配備ができるように優先順位を決めて予算をお願いして、今回、熊取署のポンプ車の更新、それと岬署の消防ポンプ車の更新となっているものでございます。

はしご車につきましては、泉南署のはしご車にNOxの規制にかかっておりまして、昨年9月で廃車しておりますので、それに伴う更新でございまして、それと、熊取署のはしご車につきましては、現在まだ有効範囲内ですので、更新計画には入っておりますが、近年のうちに結論を出すという形の予定になっております。

以上でございまして。

議長（岡田昌司君）ほかにございませんか。

鱧谷君。

議員（鱧谷陽子君）ポンプ車につきましては、買いかえた後のポンプ車というのは利用されるかどうかというのはお答えいただけますか。

議長（岡田昌司君）清水理事。

警備担当理事（清水養一君）お答えいたします。

更新後の熊取署のポンプ車については、もう完全に廃車予定でございまして。

議長（岡田昌司君）ほかにございませんか。

中原君。

議員（中原晶君）もう少し質問をさせていただきます。

資料の45ページ、上から2段目の消防力適正配置等調査事業というものがございまして、この事業の内容と、それから委託料も記載されておりますので、委託先についてもお聞きをしたいと思っております。お願いします。

議長（岡田昌司君）寒川総務課長。

総務課長（寒川徹君）この委託につきましての目的は、泉州南消防組合の中長期的、10年から15年先の消防署所の配置について、科学的なデータに基づいて、コンサルである消防科学総合センターのほうへ委託するものでございます。

この消防科学総合センターにつきましては、国の総務省消防庁の外郭団体でございまして、このような署所の適正配置についての実績も数多くされておりまして、全国的な消防組合がこのセンターのほうへ署所の適正配置等について委託している実績も十分ございます。

この委託の内容につきましては、消防署所の適正配置、例えば組合管内のAという地点に救急が過去にどれぐらいあるか、火災発生がどれぐらいあるかというふうなデータも提供した後に、消防車両、救急車両が走行するであろう道路、そういったものも科学的に表わしまして、満遍なく任意の地点に消防車、救急車が向かえるようなデータをつくり出すというふうに聞いております。

ですから、平成28年度から消防科学総合センターのほうへ委託しまして、28年度中にその成果物ができるというふうな形になっております。

以上でございます。

議長（岡田昌司君）中原君。もう5回目です。

議員（中原晶君）資料の47ページ、下から2つ目の段の消防団招集システム整備事業についてお尋ねをいたします。

まずは、これは各消防団への指令についても統一的な指揮や命令を行うための整備であるというふうに認識をするものなのですが、これを来年度予算で措置するということは、実際にいつから消防団についてもこの運用を図っていくのか。時期について、まずお尋ねをしたいと思います。

それから、この一本化、統一的な指揮・命令にかかわってお尋ねをしますが、来年度、4月1日から高機能指令センターについても統一的な指揮と命令が行えるようになるということで、昨年度、そのような整備が行われ、今、最終段階を迎えているという時期かと思えます。

この実際の運用について、確認なんですけれども、まず言いますと、余りセクト主義に陥るべきではないと思いますが、地理的な限定された要因がありますので申しあげるものなのですが、岬町は、この所管の中でいいますと一番端に当たります。ですので、例えば統一的な運用をされる場合に、岬町には、具体的な例を挙げますと救急車は2台しかないわけなんです。救急出動が本部から指令がされたということになった場合に、1台が出て、もう一台出ることがあった場合に、端にありますので、地元でさらに何か災害が発生して救助が行わなければいけないという事態が発生したときに困る、というようなことが非常に懸念されるわけなんです。そのあたりの運用について、適切な配慮が行われるかどうか、お聞きをしたいと思います。よろしくお願いします。

議長（岡田昌司君）大西参事。

警備課参事（大西保君）まず、初めのご質問でございます。消防団招集システムの整備事業は、28年度に予算を計上させていますとおり、28年度中に整備を行い、各市町によって少しばらつきはあるかと思いますが、28年度中に運用を開始したいと考えておるものでございます。

そして、2点目の指令センター運用に伴います岬町、位置的なことで救急等がふくそうした

場合、これにつきましては出動計画上也定めておりますが、必要に応じて他所から事前進駐なりの配備をすることによって泉州南消防組合全体を一本部として考える指導基準を持って対応する予定としております。

以上です。

議長（岡田昌司君）ほかにございませんか。

東君。

議員（東小夜子君）今まで、この予算とかいろいろあるんですけども、田尻町というのは本当に聞いているだけの立場だと思うんです。それはなぜなのかといえば、やはり田尻署ではなくて田尻出張所ということになっております。ですから、この田尻出張所をやはりこの中に予算書に出てくるような形の署に格上げできるようなことは考えていないのかどうか、その点についてお聞きしたいと思います。

議長（岡田昌司君）小西理事。

総務担当理事（小西良昭君）現在、阪南南西部の新分署建設に向けて計画を進めておりますし、その中で組織体制の見直しということも検討させていただいているところでございます。

田尻出張所につきましては、組合の協議会の中でも前町長からも、出張所というのはいかがでしょうというようなご発言もございまして、今後、何らかの形で検討していただきたいというような形で終わっておったかというふうに思います。今後、分署または署になるのか、それにつきましては、今後計画の中で、田尻につきましても計画を進めてまいりたいというふうに考えてございます。

それにつきましては、先ほど総務課長が申しあげましたように、消防力の適正調査の結果をもちまして、本当に適正な署所の配置状況はどうなんだということも踏まえた上で、中長期的にも検討を進めてまいりたいというふうに考えております。

以上です。

議長（岡田昌司君）ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（岡田昌司君）ないようでございますので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論ございませんか。

中原君。

議員（中原晶君）反対ではないんですけども、だから賛成になるんですけども、反対の方がおられたら……。

議長（岡田昌司君）どうぞ。

議員（中原晶君）平成28年度泉州南消防組合予算一般会計について、賛同する立場で討論に加わり、また質問回数に制限がありますので、この場でご意見も申しあげておきたいと思っております。

質問にお答えをいただきまして、派遣職員の負担金や幼年消防クラブにかかわる予算措置など、過去の議会で問題提起も含めて申しあげたことに真っ直ぐお答えいただいたんではないかと、その努力に対して評価をしたいというふうに思います。

職員数については、正職員354人、再任用14人という人数で十分な活動が行えると考えているのかという問いに対しては、明確な答弁がいただけていないところではありますが、それに

かわるものとして高機能指令センター、本部機能の統一化ということで効率化していき、運用を進めていきたいということであったかと思えます。

発足当時は、正規職員数は実員で394人、基本方針の中でも361人と定められておりました、それを下回って減っていつている状況でありますから、この管内の住民の皆さんの生命と財産を守る責任が十分果たされるのかということについては懸念が残るところでありますけれども、職員の皆さんの健康に十分に留意をしていただきまして、救助活動、執務をご尽力いただくようにこの場で改めて求めておきたいと思えます。

それから、高機能指令センターの来年度からの本格始動に当たって、先ほど質問させていただきましたが、救急出動等の実際上の運用については、地理的な制約もよく考慮をして運用していただきたいと思えますし、また、この指令センターへの職員の配置についても、それぞれの地域の条件に明るい方を必ず常時配置できるようにぜひ工夫をしていただきたいというふうに思います。

それからもう一点、最後に署所の配置の問題ですが、お答えもいただいていたところですが、泉州南ブロック広域消防運営計画の中では、発足から最長5年以内に整備計画を制定するというふうに定められております。ほぼ丸3年たとうとしているわけで、あと残り2年の間に一定の計画を持たなければならないというふうに思いますが、ただ、阪南南西部に新しく消防署をつくる以外の部分については、重なりはもちろんありますけれども、統廃合という選択肢については、私は、現在の署所の散らばりぐあいを見て余り現実的でない、またどこかに必ず穴があいてくるということになるかと思えますので、今後の整備計画については十分なお配慮をいただいて計画を進めていただきたいとご意見を申しあげて、反対するほどの理由はお見受けできないというふうに判断しますので、賛成討論といたします。

議長（岡田昌司君）ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（岡田昌司君）ないようでございますので、これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

議案第6号 平成28年度泉州南消防組合一般会計予算については、原案どおりとすることに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

議長（岡田昌司君）挙手全員であります。

よって、議案第6号 平成28年度泉州南消防組合一般会計予算については、原案どおり可決されました。

議長（岡田昌司君）以上で本定例会の全日程が終了いたしました。

ただ今をもって平成28年泉州南消防組合議会第1回定例会を閉会いたします。

どうもご苦労さまでございました。

閉会（午後0時32分）

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議 長 二 神 勝

議 長 岡 田 昌 司

副 議 長 道 工 晴 久

2 番 議 員 有 岡 久 一

11 番 議 員 明 貝 一 平